五、株式会社東京トラベルセンターおよび株式会社グランプリ社に対する件

昭和四十六年（排）第二十六号

排除命令

東京都新宿区揚場町一番地
株式会社　東京トラベルセンター
右代表者　代表取締役社長　東郷昭

東京都千代田区神田和泉町一番一号
株式会社　グランプリ社
右代表者　代表取締役社長　坂本敏美

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社東京トラベルセンターおよび株式会社グランプリ社は、昭和四十五年十二月十七日から昭和四十六年四月四日までの期間に行なったスキー旅行会員募集の取引条件について、「旅館2泊4食付ご招待（往復バス代金は各自ご負担下さい）」等と記載したチラシおよび「71スキーバス宿泊ご招待券」等と記載した招待券を受けた一般消費者の誤認を排除

するため、両社が行なった当該旅行会員募集は、会員の負担する交通費用に、旅館宿泊料金および食事料金も含まれるものであって、会員に宿泊および食事を無料で提供するものではなかった旨を、すみやかに、公示しなければならない。この公示については、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

二　両社は、今後、旅行の取引に関し、ビラ、ポスターその他これらに類似する物による広告をするときは、本件事実と同様の記載をすることにより、当該取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

三　両社は、第一項に基づいてした公示について、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社東京トラベルセンター（以下「東京トラベルセンター」という。）は、肩書地に主たる事務所を置き、観光サービス業、旅行あっせん業を営む事業者であり、株式会社グランプリ社（以下「グランプリ社」という。）は、昭和四十三年二月、日本スポーツ工業新聞社の名称のもとに、坂本敏美の個人経営として発足したが、昭和四十五年九月現商号により、株式会社を設立したもので、新聞発行事業を営む事業者である。

二　東京トラベルセンターおよびグランプリ社は、共同して、昭和四十五年十二月十七日から昭和四十六年四月四日までの期間に、二泊四食付および三泊六食付の二通りの往復貸切バスによるスキー旅行を延四十三回行なうことを企画し、その企画に一般消費者を誘引する目的で、昭和四十五年十二月初旬から「旅館2泊4食付ご招待」と称するチラシ（別添写一）および招待券（別添写二）それぞれ十五万枚を東京都およびその周辺のスポーツ用品販売店約八百店ならびに東京トラベルセンターの営業所を通じて一般消費者に配布した。

三　東京トラベルセンターおよびグランプリ社は、

(一) 前記チラシの上部に「旅館2泊4食付ご招待（往復貸切バス代金は各自ご負担下さい）…」と記載したうえ、その左下側に志賀高原ほか十七カ所のスキー場コースごとに「お1人様 交通費 ご負担金」として、金額を記載し、さらに同チラシの右下側に「ご招待日程」と記載したうえ、その下に延四十三回にわたる日程を掲げることにより、あたかも一般消費者を往復貸切りバス料金の負担のみで、旅館宿泊および食事が無料の旅行に招待するかのような表示をしている。

(二) また、右の日程のうち四日を要するものに○印を付するとともに「㊟○印は3泊6食付となりますので1泊2食分の¥1、500をご負担下さい。」と記載することにより、一般消費者に対して、右の二泊四食付については無料であるかのような印象を与える表示をしている。

(三) さらに、前記招待券において、「71スキーバス宿泊ご招待券」と記載したうえ、その下に「本券1枚につき1グループ最高8名様迄ご招待いたします。…」と記載することにより、一般消費者に対して、あたかも招待人数を限定するような印象を与え、ことさら招待旅行であるかのような表示をしている。

四 しかるに、本件の旅行は、例えば志賀高原の場合についてみると、両社の企画における計算によれば、会員の交通費負担金四千二百円と称する経費の内訳は、宿泊および食事料金二千円、バス料金千七百八十円、その他の諸経費四百二十円であって、会員の負担金のみで旅行費用の一切をまかなうものであり、志賀高原以外の十七カ所のコースについても、同様のものである。

また、前記招待券は、実際には八名をこえても、その人数を制限していないものである。

法令の適用

前記事実によれば、東京トラベルセンターおよびグランプリ社は、その旅行会員募集の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十六年七月十三日

公正取引委員会

委員長　谷村裕

委員　有賀美智子

委員　高橋勝好

委員　柿沼幸一郎

委員　橋本徳男

別添写一

旅館2泊4食付ご招待

（往復貸切バス代金は各自ご負担下さい）

⊙参加者には各スポンサー提供のスキー用品が抽選にて多数当ります。

日本スポーツ工業新聞社では、各スキー場関係お得意様のご協賛により、サービス還元として有難くも恒例の招待を毎年おこなってまいりましたが、今年は経営者各位に絶大なる好評を博し、再度要望のあったスキーツアーを各スキー場様メンバー、及び各スキー場様宛広告掲載の読者のみなさまに、同様下記のとおりご用意いたしました。宿泊及びお食事の内容については各旅館共通であります。なお、おひとりさまでもご参加いただけます。皆様の多数のご参加をお待ち致します。

Sコース 夜行旅館2泊4食付

スキー場名	参加費用（全額）
志賀高原	￥4,200
赤倉温泉	￥4,200
八方尾根	￥4,700
山形蔵王	￥5,300
猪苗代	￥4,300
裏磐梯高原	￥4,800
乗鞍高原	￥5,000
志賀蔵王	￥3,800
野沢温泉	￥4,200
苗場国際	￥3,800
岩鞍オリンピア	￥3,600
石打TBS	￥3,600
草津高原	￥3,600
尾瀬戸倉	￥3,400
雪平高原	￥3,900
黒姫高原	￥4,200
戸隠高原	￥4,100
中里高原	￥3,600

ご招待日程

❶ 1(水)～20(日)	⑯ 1(金)～5(火)	㉚ 3(火)～5(木)
❷ 22(火)～25(金)	⑰ 3(日)～4(火)	㉛ 4(水)～8(日)
❸ 24(木)～27(日)	⑱ 2(火)～5(金)	㉜ 8(日)～11(木)
❹ 27(日)～30(火)	⑲ 4(木)～8(日)	㉝ 10(火)～13(土)
❺ 3(日)～7(木)	⑳ 7(日)～10(木)	㉞ 12(木)～16(火)
❻ 5(火)～8(金)	㉑ 9(火)～12(金)	㉟ 15(日)～18(木)
❼ 7(木)～11(日)	㉒ 10(木)～14(日)	㊱ 16(火)～19(金)
❽ 11(日)～14(木)	㉓ 15(日)～18(木)	㊲ 17(木)～21(日)
❾ 12(火)～15(金)	㉔ 17(火)～20(日)	㊳ 21(日)～24(木)
❿ 13(木)～17(日)	㉕ 18(木)～22(日)	㊴ 22(月)～25(木)
⓫ 18(日)～21(木)	㉖ 21(日)～24(木)	㊵ 24(木)～27(日)
⓬ 20(木)～24(日)	㉗ 23(火)～26(金)	㊶ 26(金)～30(火)
⓭ 24(日)～27(木)	㉘ 24(水)～28(日)	㊷ 30(火)～3(金)
⓮ 26(火)～29(金)	㉙ 28(日)～3(木)	㊸ 31(木)～3(日)
⓯ 27(木)～30(日)		

◎…印のコースは各旅館とも定員に達次第締切ります。

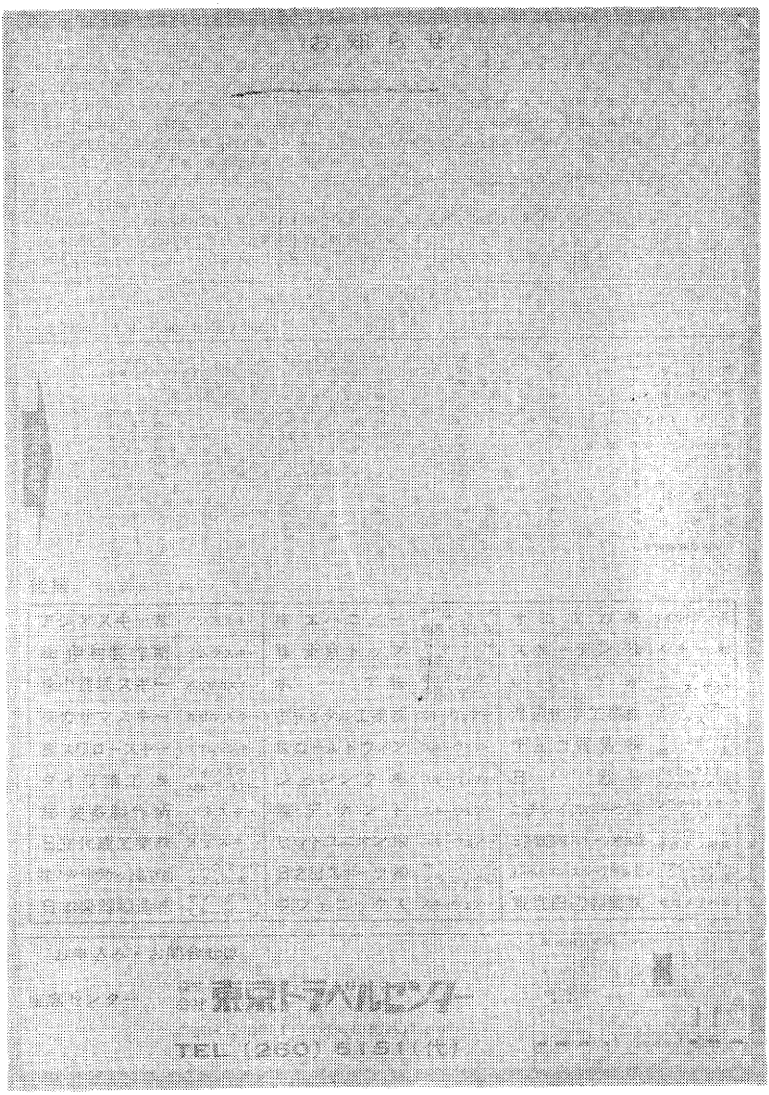
¥1,500以上ご利用下さい。

★東王・裏磐梯は最終日の宿泊帰着★

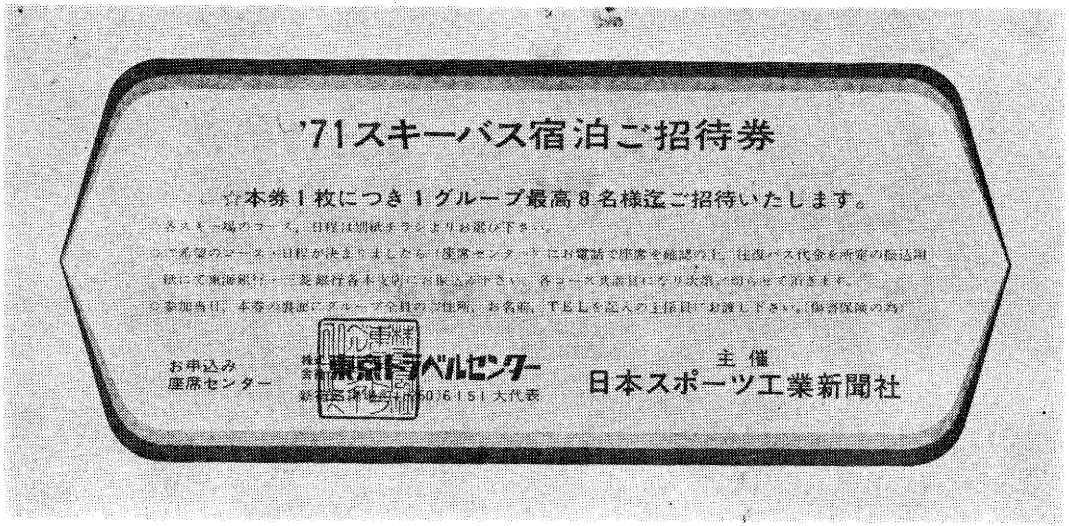
出発時間　普通・ビジネス・急行・特急……20時30分
　　快速・ナイト・急行・特急……21時00分
　　東武・ナイト・急行・特急……22時00分
　　夜行・ナイト・急行・特急……23時00分

★集合場所　国電飯田橋西口下車東京理科大学前（出発30分前迄にご集合下さい）

主催　日本スポーツ工業新聞社　・　協賛社　東京トラベルセンター


東京トラベルセンター
TEL (250) 6151(代)

別添写11


'71スキーバス宿泊ご招待券
☆本券1枚につき1グループ最高8名様迄ご招待いたします。
お申込み
座席センター
東京トラベルセンター
主催
日本スポーツ工業新聞社

氏　　名	年令	〒	住　　所	電　　話